

# 第5回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和元年5月30日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	<del>4. 中田辰美</del>
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	<del>8. 田野敏広</del>
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 14番 竹田 親吏 委員 1番 菊池 勇夫 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和元年第5回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は4番中田辰美委員、8番田野敏広委員より欠席届が出されております。</p> <p>ただ今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和元年第5回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。14番竹田親吏委員、1番菊池勇夫委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請</p>

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和元年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 45 番から 49 番までの 5 件となっておりますが、49 番が取り下げとなりましたので本日の案件は 4 件となります。詳細については担当よりご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 45 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 33 歳の方。譲渡人が、日向市の 64 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字椀木、畑 2 筆と田 7 筆。字扇ヶ原の畑 1 筆。合計 10 筆の 3,790 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻と野菜になります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 6,836 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数は 4 名の労力 4 名であります。5 ページが地籍集成図となっております。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。譲渡人は長い間日向市に住んでいて、町内の自宅は空き家となっております。譲受人の方から購入の話があり、譲渡人が所有している農地すべて購入してくれるならということで話がまとまったようです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 45 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 45 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号 46 番と 47 番ですが、譲受人が同一ですので一括で説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号 46 番と 47 番ですが、同一譲受人のためあわせてご説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 71 歳の方です。

受付番号 46 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 90 歳の方です。申請地は南郷水清谷字猪ノ原、田 2 筆、1,204 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 47 番。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 74 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字折立、田 2 筆、1,331 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 7,034 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。46 番の譲渡人は、現在西郷の老人ホームに入所しております。宮崎のほうに娘がおりますが、耕作できないということで依頼したそうです。47 番の譲渡人は高齢であり、子供も県外にいるため耕作できないということで依頼したそうです。譲受人は主に造林関係の仕事をしております。大変まじめな方であり問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 46 番と 47 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 46 番と 47 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 48 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 48 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 71 歳の方。譲渡人が、大分県の 65 歳の方です。申請地は、北郷入下字堂ノ越、田 1 筆、2,719 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は、飼料作物となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 32,048 m<sup>2</sup>。家畜は牛を 53 頭飼養しております。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲渡人は大分に住んでいて、地元年に 1・2 回しか帰ってこ

ないので家は空き家状態です。譲受人は畜産を営んでいるため、借入地で飼料作物を作っております。申請地も以前から借り入れてる農地である為問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 48 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 48 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

受付番号 49 番については取り下げのため、今回の審議は行いません。

続きまして議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和元年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。13 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 50 番から 53 番までの 4 件となっております。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 50 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 59 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 58 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字猪ノ越、畑 1 筆、999 m<sup>2</sup> になります。利用権の種類は賃借権。利用計画は牧草となっております。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて、20,337 m<sup>2</sup>。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は新規です。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番藤田ですが、地区担当の田野委員が欠席のため、わかる範囲で説明いたします。利用権の設定を受ける者は、森林組合を早期退職されて奥さんと一緒に畜産を行っております。利用権を設定する者は、会社勤めをしているため農地の管

理に手が回らないようです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

地区担当直接の説明ではありませんが、経営状況を見ますとかなりの実績をもっているようです。では審議に入ります。受付番号 50 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 50 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 51 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 51 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 68 歳の方。利用権を設定する者が、日向市財光寺の 75 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字古城、田 1 筆、1,497 m<sup>2</sup>になります。利用権の種類は賃借権。利用計画は水稻となっております。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 58,495 m<sup>2</sup>。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。利用権設定区分は新規です。17 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。利用権を設定する者は日向市に住んでいる為、今までも親戚などに預けていました。自分で耕作するにも親戚から借りる機械を頼りにしなければならなかったため、耕作してくれる人を探していたところ、設定を受ける者が引き受けてくれるということで今回の申請となりました。賃借料は少し低いようになっていますが、お互いが納得した上での金額と聞いております。何の問題もないと思われまますのでご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 51 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 51 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 52 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 52 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 61 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 81 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字耳切、田 1 筆、446 m<sup>2</sup>になります。利用権の種類は賃借権。利用計画は WCS となっております。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 80,154 m<sup>2</sup>。家族総数 5 名の労力 4 名となっております。利用権設定区分は継続です。19 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2 番、中野です。ただ今の説明のとおり継続の案件であります。田については大変条件の悪い所で、設定を受ける者が自分で暗渠排水をして飼料稲を作っております。今までも問題はありませんでしたし、これからも問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 52 番ついて質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 52 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 53 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 53 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 44 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 89 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷入下字折戸、田 3 筆、4,973 m<sup>2</sup>になります。利用権の種類は賃借権。利用計画は WCS となっております。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 43,373 m<sup>2</sup>。家族総数 4 名の労力 4 名とな

っております。利用権設定区分は新規です。21 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。利用権を設定する者は 89 歳と高齢で、施設入所のため耕作することが出来なくなり、設定を受ける者に預かってもらうことになりました。利用権の設定を受ける者は、入下地区で牛 100 頭以上を飼養している畜産農家であります。経営としては問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 53 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 53 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 6 号、農地の賃貸借合意解約書について事務局の説明を求めます。

局長

22 ページをお開きください。報告第 6 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和元年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。23 ページからの 2 件となっております。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

資料は 23 ページからになります。2 件の賃貸人は同一になります。農地法第 3 条で賃貸借契約がなされておりましたが、令和元年 5 月 7 日に合意解約が成立し、5 月 31 日が土地の引渡し日となっております。以上です。

議長

報告の説明が終わりました。

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和元年第 5 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 竹田 親吏

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫